

仕組み部会における検討状況

検討項目及び開催実績

- 1 当部会における検討項目
認知症の人と家族に対する「面的」仕組みづくりの具体化

- 2 開催実績
(第6回) 平成20年 11月18日(火) 17時～19時

具体的な検討状況

報告事項

◆ 認知症生活支援モデル事業の概要と取組状況

認知症地域資源ネットワークモデル事業(区市町村主体)

取組状況

- 地域資源マップの検討、作成
 - 【練馬区】試作版に対するアンケート結果を基に完成版を作成中
3月に配布開始予定
 - 【多摩市】初版完成、10月より配布開始
- 徘徊SOSネットワークの構築
 - 【練馬区】ネットワーク構築にむけた検証を行うため、2月に模擬訓練を実施予定
 - 【多摩市】ネットワーク構築に向けた模擬訓練等を実施済(10月)

報告内容

- (練馬区における地域資源マップの検討状況)
- 介護サービス事業者、高齢者やその家族等に対するアンケートの実施結果
 - 地域資源マップの作成を通じて得られた成果及び今後の配布予定
- (多摩市における徘徊SOSネットワークへの取組)
- 多摩市における徘徊の現状及び対応状況
 - ネットワーク構築のイメージ
 - 地域住民の徘徊への気づきと対応力向上訓練の実施状況
 - 徘徊SOS情報伝達訓練の実施状況
 - ネットワーク構築のために検討を要する課題
- 【参考資料1(1)】

徘徊SOSネットワークにおける個人情報の取扱いについて

検討内容

- 現に徘徊等により行方不明者が発生している場合の個人情報の取扱いについて検討

認知症支援拠点モデル事業(事業者主体)

報告内容

- 今年度の実施状況について【参考資料1(2)】

主な意見

◆ 認知症生活支援モデル事業について

認知症地域資源ネットワークモデル事業(区市町村主体)

地域資源マップについて

- 来年度以降については、作成費用等予算面の調整のうえ、地域の支援体制づくりのためのツールと情報提供手段としての役割の融合を図っていくことが課題
- 早期支援につなげるためには、地域の人が見守りが必要な高齢者について地域包括支援センターや区市町村の主管課に相談しやすくなるようなマップであるとよい。

徘徊SOSネットワークの構築について

- 徘徊についての緊急性の判断基準や保護された時(特に長時間を要した場合)の状況について検討・分析する必要があるのではないか。
- ネットワークに即応性を求める場合、夜間・土日の休務日の対応等の体制整備が必要である。
- 徘徊については行政区を越えて移動する場合があります、広域な視点から区市町村の果たすべき役割と都道府県の果たすべき役割を整理する必要がある。
- 病院で保護されていたものの警察には情報が伝わらなかったケースがある。こういった機関の連携状況についても分析する必要がある。
- 個人情報の取扱いについて、どこエリアでも利用できる共通のフォーマットあるいは共通の仕組みづくりの検討が必要
- 徘徊していると思われる高齢者を一般の人が発見したときの、援助の仕方や連絡・通報先を明確にする必要がある。

個人情報の取扱いについて

- 関係機関への情報提供に関する家族の同意については、個人情報保護法上の意義はない。また、同意がとれない場合の事業遂行上の困難についても考慮すべきである。
- 行方不明になった段階で危険は現実化しているため、個人情報保護法23条が適用され、ネットワーク間での第三者提供は可能と考えられる。
- 実効性や個人情報保護法の趣旨から、都道府県レベルのデータベースを作成するために、事前に情報を収集することは困難であると解される。